

# 個品割賦販売契約約款

## 第1章 総則

(契約約款の適用等)

第1条 松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社(以下、「当社」といいます。)は、当社が指定する携帯電話機、その付属品及びその他の商品(以下、包括して「商品」といいます。)の販売にあたり、この個品割賦販売契約約款(以下、「本約款」といいます。)を定め、これにより当社が別に定めるケーブルスマホサービスの加入契約を締結している者(以下、「加入者」といいます。)と商品の割賦販売に係る契約(以下、「個品割賦販売契約」といいます。)を締結します。

## 第2章 契約

(契約の単位)

第2条 当社は一の商品につき、一の個品割賦販売契約を締結するものとします。

(契約の条件)

第3条 個品割賦販売契約の申込みは、加入者が商品を当社から購入する場合に限り行うことができるものとします。

(契約の成立)

第4条 個品割賦販売契約は、加入者が当社所定の加入契約申込書、並びに次の各号を提出し当社が承諾したときに成立するものとします。

- (1) 加入者の本人確認(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律(平成17年4月15日法律第31号)第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の加入者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下、同じとします。)のために当社が定める書類
- (2) 個品割賦販売契約を代理人に行わせる場合、その代理人が加入者から委任されていることを証する書類及び、加入者の家族である事を証する書類、並びに代理人の本人確認のために前号に定める書類
- (3) その他、申込みの内容を特定するために必要な事項の書類

2 当社は、加入契約申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- (1) 加入者が、商品代金の各回の支払い金額(以下、「賦払金」といいます。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (2) 加入者に係る個品割賦販売契約の総数が当社の定める基準を超えるとき。
- (3) その申込みをした者がケーブルスマホサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (4) 当社の業務遂行上支障があるとき
- (5) その他当社が不相当と判断したとき

(商品の引渡し及び所有権の移転)

第 5 条 商品は、個品割賦販売契約成立後、商品の現実の引渡しが完了したときに商品の所有権が当社から加入者に移転するものとします。

2 商品の所有権の移転前においては、加入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

(加入契約申込書記載事項の変更)

第 6 条 加入者は、加入契約申込書記載事項の変更を希望する場合には、事前に当社所定の変更申込書により当社に届け出るものとします。

2 加入者が前項の規定により変更しようとする場合、当社は第 4 条（契約の成立）の規定に準じて取り扱うものとします。

(加入者の地位の承継)

第 7 条 当社は、加入契約約款(ケーブルスマホサービス)の規定により加入契約上の地位の譲渡を禁止します。相続あるいは法人の合併により加入者の地位の承継があった場合は、承継後の新加入者は、承継を証する書面を添えてすみやかに当社に届け出るものとします。

2 地位の承継を認められた新加入者は、旧加入者の全ての権利と義務を受け継ぐものとします。

### 第 3 章 賦払金

(賦払金の支払い方法)

第 8 条 加入者は、賦払金を加入申込書記載の支払方法により、当社に支払うものとします。

2 加入者は、前項の賦払金をサービス開始日の属する月の翌月を起算月として24ヶ月間継続して支払うものとします。

(債務の履行の継続)

第 9 条 加入者は、個品割賦販売契約に基づく債務の完済までに、ケーブルスマホサービスの利用の一時休止があった場合であっても、その原因の如何に関わらず、加入契約申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

2 当社は、加入者がケーブルスマホサービスの利用を一時休止した場合であっても個品割賦販売契約に基づく債務の支払を怠ったときは、ケーブルスマホサービスの加入契約を解除することができるものとします。

3 当社は、本条第 2 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。ただし、加入者の都合により当社から加入者に対する通知が到達しない場合は、通知なしにケーブルスマホサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。

(期限の利益の喪失)

第10条 加入者が次の各号に該当したときは、個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 賦払金の支払いを遅滞し、当社からその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
- (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき
- (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき
- (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき
- (5) 個品割賦販売契約が加入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合
- (6) 個品割賦販売契約上の義務に違反し、その違反が個品割賦販売契約の重大な違反となるとき
- (7) 加入者の信用状態が著しく悪化したとき

(遅延損害金)

第11条 加入者は、料金その他約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.5%（年365日の日割り計算による）の割合による遅延損害金を支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします。

第4章 雑則

(管轄裁判所)

第12条 当社は、個品割賦販売契約について生じる一切の紛争については津地方裁判所を管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第13条 当社は、この約款を変更することがあります。変更後の約款は当社ホームページ (<http://www.mctv.jp/>) において公表します。この場合加入者は、変更後の約款の適用をうけます。

(定めなき事項)

第14条 この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社及び加入者は、契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

(附則)

第15条 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。  
2 本約款は、2022年7月1日より施行します。